

オーストリア共和国における連邦制
— 連邦国家における権限配分を中心として —
(8)

奥 正 嗣*

Federalism in the Federal Republic of Austria
— The division of responsibilities between *Bund* and *Länder* —
(8)

Masatsugu Oku*

Abstract

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10–15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

キーワード

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条–15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2019.6.21受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

- (1) 権限配分の対象
- (2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

- (1) まえがき
- (2) 一般的権限配分
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)
- (3) 学校制度
- (4) 財政関係
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)
- (5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）
- (6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

- (1) 権限の解釈
- (2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)
- (3) 横断事項または複合事項
- (4) 権限の集中と権限行使の調整
- (5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化
- (6) 補完性の原則の確立に向けて
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）
- (2) 連邦参議院のその他の権限
- (3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への州の同意権
- (2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

- (1) 州の立法に対する連邦政府の異議権
- (2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦参議院の異議権
- (2) 連邦参議院の同意権
- (3) 連邦参議院のその他の権限

5. 連邦の執行への州の協力（参与）（間接連邦行政）

- (1) 間接連邦行政の定義とその意義
- (2) 間接連邦行政とその問題点
- (3) 原則としての間接連邦行政
- (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
- (5) 間接連邦行政における州の行政責任
- (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
- (7) 間接連邦行政の監督

- (8) 間接連邦行政の異なった類型
- (9) 非高権的行政と間接連邦行政
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)
- 6. 州法律の州執行への連邦の協力(参与)(間接州行政)
 - (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
 - (2) 州法律の執行と協定法律
- 第3章 州に対する連邦の監督および強制執行
 - 1. 州に対する連邦の監督
 - (1) 「連邦監督」の概念
 - (2) 連邦監督の機能および種類
 - (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限
 - A. 州立法に対する連邦監督
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第2号、平成31年1月)
 - B. 州行政に対する連邦監督
 - ①州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由
 - ②連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督
 - ③UVP事項における連邦の特別監督
 - ④学校制度における連邦の特別監督
 - ⑤病院および療養施設に関する衛生上の監督
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第3号、平成31年3月)
 - ⑥安全保障制度における連邦の特別監督
 - ⑦国家条約とEU法のそれぞれの実施における連邦の特別監督
 - ⑧行政における特別の委譲
 - ⑨州行政に対する連邦の法的統制
 - (以上、本号)

第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

1. 州に対する連邦の監督

(3) 州に対する連邦の具体的な監督権限

B. 州行政に対する連邦監督

⑥安全保障制度における連邦の特別監督

(i) 安全保障警察の中央集権化

オーストリアにおける安全保障制度の異常なまでに広範な中央集権化は、第一共和国時代における不安定で危機的な国内政治的状況、すなわち、連邦の広範な権限および特別な全権(Sondervollmacht)と州の非武装化をめぐる緊迫した武力対立にまで遡る。1929年連邦憲法改正(BGBL.Nr.1/1930)は、極端な議会主義に代わって、連邦大統領の緊急命令権、連邦軍に対する最高指揮権、国民議会・州議会に対する召集・解散権、連邦政府の任命・罷免権など執行権の強化、および、学校・国籍・警察領域などにおける州権限の空洞化、連邦への委譲を志向した。こうした状況下で、さらに、政府は、安全保障組織を新たに構築することとなった。1930年9月23日の連邦総理府の告示(ErlaB)によって、連邦総理府内に、最上級安全保障官庁として、「公の安全保障のための総司令部(Generaldirektion)」が創られた。約3年後の、「連邦諸州における連邦の安全保障部長の任命に関する1933年6月13日の連邦政府の命令(Verordnung)」(BGBL.

Nr.226/1933) でもって、首相ドルフス (Dollfuß) の下、すべての連邦諸州に、安全保障部 (Sicherheitsdirektion) が設立された。安全保障部は連邦総理府に直属し、1929年改正連邦憲法102条2項に基づき、それまで州知事によって間接連邦行政で行われていた安全保障行政を直接連邦行政で行うこととなった。新たな安全保障部は、公共の平穏・秩序および安全維持のための権限を有したが、1938年3月のナチスによるオーストリア占領後、安全保障部は廃止された。ナチス支配が終わった1945年に、安全保障部は、1945年7月20日の官庁経過法 (「ドイツ帝国の行政および司法制度の、オーストリア共和国の法秩序への移行に関する法律」) (Behördeüberleitungsgesetz 1945) (StGBI.Nr.94/1945) 15条によって再建された。

1955年5月15日 (7月27日発効) のオーストリアとソビエト・イギリス・アメリカ・フランスとの間の条約 (「独立で民主的なオーストリアの再建に関する条約」) (BGBl. Nr.152/1955) によってオーストリアが完全な主権を回復した後も、この連邦の権限および特別な全権は廃止されることなく、安全保障行政における間接連邦行政も回復されることが無かった。その後、1991年10月31日の憲法律 (BGBl.Nr.565/1991) による連邦憲法改正 (連邦憲法78a条-78d条) によって、経過法を含めてそれまで様々な法的根拠を有し、内容的にも一部隙間だらけでまとまりの悪かった一般的安全保障警察の新たな法的基礎が形作られた。さらに、1991年10月31日の連邦法律である安全保障警察法 (Sicherheitspolizeigesetz) (BGBl.Nr.566/1991) は、連邦憲法78a条-78d条に関する詳細な実施規定を含み、安全保障官庁の任務と権限および機関が初めて包括的に規定された。以上の連邦憲法改正および安全保障警察法は、全体として、安全保障行政における中央集権を確認した⁽¹¹⁸⁾。ただ、連邦内務大臣による安全保障部長 (Sicherheitsdirektor) の任命に際して、州知事と協力することが規定された (連邦憲法78b条2項)。また、連邦内務大臣は、国政上重要な訓令または当該州全体における公共の静穏・秩序および安全の維持にとって指導的な訓令であって、安全保障部長に対して為されるものの各々について、当該州知事に通知すべきものとされた (連邦憲法78b条3項)。

2012年5月23日の憲法律 (BGBl. I Nr.49/2012, Artikel 1) による連邦憲法改正により、最高の安全保障官庁は連邦内務大臣であり、その下には州警察部が、そして管区行政官庁が安全保障官庁としてそれらの下に置かれる (連邦憲法78a条1項)。連邦内務大臣は、各州の州警察部の長である州警察部長 (Landespolizeidirektor) を、州知事と協力して任命する (連邦憲法78b条1項、2項)。また、連邦内務大臣は、国政上重要な訓令または当該州全体における公共の静穏・秩序および安全の維持にとって指導的な訓令であって、州警察部長に対して為されるものの各々について、当該州知事に通知すべきものとされる (連邦憲法78b条3項)⁽¹¹⁹⁾。各州の州警察部は、各州の州都に置かれる⁽¹²⁰⁾。

この新たな安全保障官庁の組織は、行政改革の徹底的な措置をもたらしたところの2012年5月23日の連邦法律である「安全保障官庁新組織化法 (組織改革法)」 (Sicherheitsbehörden-Neustrukturierungs-Gesetz) (BGBl. I Nr.50/2012, Artikel 1) によって具体化された (2012年9月1日付で発効)。それによって、それまで存在した31の連邦直属の安全保障官庁 (8の安全保障部 [Sicherheitsdirektion] と14の連邦警察部

[Bundespolizeidirektion]) と 9 の州警察部隊 [Landespolizeikommando] が、9 の州警察部 (Landespolizeidirektion) に統合された (RV28.2.2012,1679BlgNR24.GP) ⁽¹²¹⁾。

安全保障官庁はどのような任務を実現しなければならないのかは、連邦法律によって、個々の的に定められなければならないが、安全保障行政の処理に関する安全保障官庁の権限は、連邦憲法78a条2項が示すように、決して排他的ではなく、「人の生命・健康・自由もしくは財産権に対する危険防除」のための中心的な地位を占めている ⁽¹²²⁾。

安全保障警察領域における広範な連邦権限、連邦の大規模な警察的保安団体および安全保障官庁などを除く残りわずかの部分につき、安全保障制度における州権限が存する。その中で、地方安全保障警察 (örtliche Sicherheitspolizei) と市町村保安団体 (Gemeindegewachkörper) が極めて重要である。しかし、このわずかな残り権限においても、一般的連邦監督をはるかに超える連邦の特別監督権がなおも存在している ⁽¹²³⁾。

(ii) 地方安全保障警察における連邦監督

a. 地方安全保障警察の定義

安全保障警察の一部としての地方安全保障警察 ⁽¹²⁴⁾ とは、市町村として具現した地域共同体のもっぱらの利益または主たる利益に関しかつその利益のためになされる事務であって、共同体が地域内で処理する事務をいう。公の礼儀作法 (öffentlicher Anstand) の維持、騒音の防止などが含まれる (連邦憲法15条2項。また、連邦憲法118条2項も参照)。一般安全保障警察 (allgemeine Sicherheitspolizei) は、連邦憲法10条1項7号により、「公共の平穏・秩序および安全の維持」を任務とするとされているが、決してこれらのみ限定されるのではなく、さまざまな危険に対して公共を保護するためのあらゆる警察的措置を含むところのより広い概念であると考えられており ⁽¹²⁵⁾、他方、地方安全保障警察は、公の礼儀作法の維持なども含む非常に不明確な概念であるゆえに、一般安全保障警察との境界が不明確となっており、一般安全保障警察と地方安全保障警察との区別は、一連の憲法的規定 (連邦憲法10条1項7号、15条2項、78a条2項、102条2項、118条3項3号など) の解釈にとって重要性を有する ⁽¹²⁶⁾。

b. 地方安全保障警察および一般安全保障警察の具体例

地域共同生活を妨げる不都合状態 (飲酒者による飲み干した、打ち砕かれた瓶や缶の放置、通行人への迷惑、小便または嘔吐による汚染) 防止のための州都インスブルック市の一定場所での飲酒の禁止命令 (VfSlg 20031/2015)、しつこく攻撃的な方法での乞食 (物乞い) を禁止するオーバーオーストリア州の法律 (VfSlg 19665/2012)、模型飛行機による騒音防止および除去のためのフォラルベルク州のヴォルフルト (Wolfurt) 市の命令 (VfSlg 9762/1983)、多数の水泳者による湖および湖周辺の牧草地・森などの利用によって、地域共同体の生活を著しく侵害する不都合状態および危険を防止するための、湖における水泳禁止のフォラルベルク州のネンツィング (Nenzing) 市の命令 (VfSlg 14384/1995)、公園施設保護に関するウィーン市の告示 (VfSlg 6368/1971)、ごみ・汚物の集積禁止に関するウィーン市の命令 (VfSlg 4410/1963)、夜間において、人とその財産に対する危険を避けるために、家の出入り口を閉鎖せよというウィーン市の告示 (VfSlg 6926/1972) などの事案が、市町村の固有の活動領域に属する事務としての地方安全保障

警察とされている。

これに対し、浮浪に対する処罰を定めるザルツブルク州の法律 (VfSlg 11195/1986)、アウトバーンの建築現場への物の搬入・占拠による抗議行動による妨害行為を禁止するクレムス (Krems) のキルヒドルフ (Kirchdorf) 管区庁の命令 (VfSlg 12081/1989)、名誉毀損の訴追 (VfSlg 5510/1967)、行政刑罰法の適用 (VfSlg 8654/1979) などの事案については、一般安全保障警察に属するとされた⁽¹²⁷⁾。

以上の憲法裁判所の判決によると、一般安全保障警察と地方安全保障警察の区別は、危険が一定の行政事項に関係づけることができない場合、一定の行政事項の内部においてのみ発生するものではない場合は、危険は「一般的」であり、連邦憲法15条2項の地方安全保障警察に属するか否かは、問題となる事項 (措置) が、なによりもまず市町村の利益に関わるか否か、保護される利益の空間的基礎が市町村、またはその市町村の一部領域のみであるか否か、および、市町村がその事項をその市町村の内部において、自らの力でもって処理することができるか否かに依存する。これを前提にして、「浮浪」事案は、一定の住所も生計手段も持たず生業も営まない人物に起因する一般的危険の除去が、すなわち、市町村として具現した地域共同体のもっぱらの利益または主たる利益に関しない事項が問題となっており、他方、「乞食 (物乞い)」事案は、穏やかな (still) 形態の物乞いではなく、しつこい (aufdringlich) または攻撃的な (aggressiv) 方法での一定形態の物乞いを刑罰によって禁止する法律の趣旨は、物乞いを続けている者の保護とともに、物乞いという特別な行動によって悩まされる地域共同体の住民の保護にあり、連邦立法者の規制権限に属する「刑法制度」(連邦憲法10条1項6号) ではないとされた。

c. 地方安全保障警察における連邦の特別監督

地方安全保障警察は、州法が規定する州の自立的活動領域に属するにもかかわらず、連邦憲法は、固有の活動領域における市町村による執行 (連邦憲法118条3項3号)⁽¹²⁸⁾ に対して、連邦による特別に強度の監督権を設けていた。それによると、個々の市町村において、公の平穏および秩序に対する危険ゆえに特別の措置を実施する必要がある場合には、連邦主務大臣は、その危険の存する間、これらの措置を自己の連邦機関に委任できるとされていた (連邦憲法102条7項)。この規定は、1991年10月31日の憲法律 (BGBl.Nr.565/1991) によって廃止されている。しかし、今日なお、地方安全保障警察には、連邦の広範な一般的監督権 (Wahrnehmungskompetenz) (連邦憲法15条8項) と並んで、市町村に連邦の査察機関を派遣する権利、および、「是正機能 (Berichtigungsfunktion)」として、間接連邦行政にならって作られたところの、瑕疵 (不備、欠陥) の除去のために最上級州機関としての権限も行使しなければならない州知事に対する指示 (訓令) 権が存在している。連邦の査察機関の派遣については、個々の場合において、州知事に知らされる (連邦憲法15条2項、103条)⁽¹²⁹⁾。

(iii) 中央集権的官庁組織による特別監督

地方安全保障警察に対する強力な監督とともに、間接連邦行政の形での (間接連邦行政としての) 安全保障行政の通常の組織 (1929年連邦憲法102条2項) に代わって登場したところの、州における安全保障政策上の緊急の非常措置が、特に安全保障部

(Sicherheitsdirektion) という連邦官庁の導入であった⁽¹³⁰⁾ (連邦諸州における連邦の安全保障部長の任命に関する1933年6月13日の連邦政府の命令〔BGBl.Nr.226/1933〕1条-2条、1945年7月20日の官庁経過法〔StGBL.Nr.94/1945〕15条、1991年10月31日の憲法律〔BGBl.Nr.565/1991〕による連邦憲法78a条、78b条。2012年5月23日の憲法律〔BGBl. I Nr.49/2012〕によって、安全保障部は州警察部〔Landespolizeidirektion〕に代わった。以上につき、(i) 参照)。

間接連邦行政については、なおも安全保障官庁である管区行政官庁 (Bezirksverwaltungsbehörde) (管区庁または自主法都市の機関〔通常は、市の受任活動領域の機関として市長の指揮管理下にある市庁〕)⁽¹³¹⁾ が残っており、州警察部が第1審の安全保障官庁でない限り (連邦憲法78c条参照)、第1審の安全保障行政を実施することが許される (連邦憲法78a条1項)⁽¹³²⁾。州警察部が、どの程度まで市町村の第1審の安全保障官庁であるかにつき、連邦法律によって定められる。ウィーン市については、憲法上、州警察部が第1審の安全保障官庁である (2012年5月23日の憲法律〔BGBl. I Nr.49/2012〕による連邦憲法78c条)⁽¹³³⁾。州警察部が市町村の第1審の安全保障官庁であると定める連邦法律によって、州官庁である管区行政官庁が安全保障行政から排除され、連邦警察官庁の保安団体 (Wachkörper) (連邦憲法78d条1項) 独占が根拠づけられ (連邦憲法78d条2項、10条1項14号)、市町村保安団体 (Gemeindegewachkörper) (連邦憲法118条8項) (安全保障警察法〔BGBl.Nr.566/1991〕5条2項2号) が占め出される (連邦憲法78d条2項) (第2章5. (8) も参照)⁽¹³⁴⁾。

前述したように、州における安全保障行政の憲法上の特別な地位について重要な点は、組織的には州官庁である管区行政官庁⁽¹³⁵⁾ が、連邦官庁である州警察部 (改正前の安全保障部) に服属することである。それによって、安全保障行政の第1審において、一種の間接連邦行政が導入されている。もっとも、間接連邦行政の基本構造であるところの、州における最上級州機関として国法上責任を負う州知事が間接連邦行政を行うという方式 (連邦憲法102条1項) は採られていない⁽¹³⁶⁾。

(iv) 州警察部の特権

連邦憲法は、安全保障官庁である州警察部に、一連の特別な権利を委任している。

州は、州法律を実施する際に、劇場・映画制度、公の見世物・演奏会・娯楽その他の催し物制度において、州警察部に、少なくとも催し物の監督・取締りおよび許可付与の際の第1審における協力を委託しなければならない (連邦憲法15条3項)⁽¹³⁷⁾。この2つの場合において、連邦監督は、憲法によって規定されているところの間接州行政 (第2章6. (1) 参照) の形式を採っている。執行の最上級の指揮および審級は、州警察部の協力領域においても、州政府に残っている。同じことは、道路 (交通) 警察または内水における河川および船舶 (内水航行) 警察 (連邦憲法11条1項4号、6号) の州執行権限の委任にも妥当する (連邦憲法15条4項)⁽¹³⁸⁾。ここでは、古い時代の法技術である連邦と州との間の協定法律 (paktierte [übereinstimmende] Bundes-und Landesgesetze)⁽¹³⁹⁾ によってなされなければならない (連邦憲法15条4項) (第2章6. (2) 参照)⁽¹⁴⁰⁾。

(v) 市町村保安団体と連邦監督

市町村保安団体 (Gemeindefachkörper) の設立および組織に関する定めは、州の自立的活動領域 (連邦憲法15条1項) ないし市町村の固有の活動領域 (連邦憲法118条3項1号) に属する。1999年1月8日の憲法律 (BGBl. I Nr.8/1999) による連邦憲法118条8項の改正で、その設立およびその組織の変更が以前に比べて自由化され、連邦政府への単なる届出義務となった。同時に、その活動範囲は、連邦立法または州立法によって市町村の保安団体に授権する限りにおいて、権限を有する官庁のための強制執行職務の処理、および市町村の同意を得ての公の安全保障職務の任務への協力にまで拡張された (連邦憲法118a条1項、2項)⁽¹⁴¹⁾。すでに、1991年10月31日の憲法律 (BGBl.Nr.565/1991) によって、連邦憲法は、安全保障官庁の任務を市町村の機関にどの程度委任するかにつき連邦法律で定めるとしていた (連邦憲法78a条3項)^{(142) (143)}。

もっとも、前述したように、州ないし市町村の組織権限は、州警察部が第1審の安全保障官庁である市町村領域においては、連邦のみが保安団体 (連邦憲法78d条1項) を設置でき、州および市町村は保安団体を設置することが許されない (連邦憲法78d条2項)⁽¹⁴⁴⁾。

⑦ 国家条約とEU法のそれぞれの実施における連邦の特別監督

国際法上連邦のみが共和国を代表し国際法上唯一の責任主体であること (連邦憲法10条1項2号、65条1項) と、国家条約およびEU法の国内の実施の際に権限配分が妥当することと相反する。この権限的の二重構造は、立法に関する委譲権 (第3章1.(3) A. ② (ii) (iii) 参照) とともに、州執行に対する連邦の特別監督を可能にする。この連邦監督は、州行政による国家条約の実施とEU法の実施 (EU法の転換 [Umsetzung]) の際に、全く異なって現れる⁽¹⁴⁵⁾。

(i) 国家条約実施 (執行) に際しての連邦監督

州事項における連邦の国家条約は、国内法的に直接適用できる (自力執行力を有する [self-executing]) 場合が存する (一般的変形 [generelle Transformation]、取り入れ原則 [Adoptionsprinzip]) (連邦憲法49条1項、2項参照)。それ以外に、国民議会が承認に際していわゆる実現留保 (Erfüllungsvorbehalt) を議決したときには、州法律の公布によって実現される (特別の変形 [spezielle Transformation]) (連邦憲法50条2項4号)⁽¹⁴⁶⁾。2つの場合において、連邦は、国家条約によって引き受けた国際法上の義務を実現するために、州に、その自立的活動領域において、国家条約の実施に必要な措置を為すべく、州法律や命令の公布、許可処分、監督など州行政によるその他の執行行為を要求することができる (連邦憲法16条4項)⁽¹⁴⁷⁾。

国家条約の州執行の領域に対して、連邦憲法は、州の自立的活動領域に属する事項においても、特に強力な連邦の監督権を設けている (連邦憲法16条5項)。それは、州の相応な情報提供義務を伴うところの一般的監督権 (Wahrnehmungsrecht) と、確認された不備 (瑕疵、欠陥) の是正機能 (Berichtigungsfunktion) を含んでいる。法的には、2つの機能は、間接連邦行政 (連邦憲法102条) にならって作られており、州知事に対する包括的な指揮および指示 (訓令) 権 (Leitungs-und Weisungsrecht) が生ずる。州知事は、監

督義務の実現に対して、憲法裁判所の下で責任を負う（連邦憲法142条2項(e)）。委譲権（連邦憲法16条4項）も、連邦憲法102条の指揮命令権に加えて、それに代わる監督手段として、国家条約の実施の不備の際には、州執行の領域においても考慮される。委譲に基づき連邦によって為された法律または命令などの公布措置は、州が必要な措置を為すや否や失効し、その効力は連邦官報において告知される（連邦官報法〔BGBI. I Nr.100/2003, Artikel 4〕3条1項5号（連邦法律の失効につき）、4条1項3号（連邦命令の失効につき））⁽¹⁴⁸⁾。

間接連邦行政の規定が適用されるので、監督権の組織もまた一義的に確定される。すなわち、連邦主務大臣は、州知事に対して監督権を行使しなければならない。州知事は、監督義務の実現につき、最上級州機関として用いるあらゆる手段を投入しなければならない（連邦憲法103条）⁽¹⁴⁹⁾。

(ii) EU法実施（執行）に際しての連邦監督

a. 実施に際しての連邦と州の協働

連邦の国家条約とEU法の、州による変形ないし転換は、法的に異なる。すなわち、国家条約は国内法的に「連邦法（Bundesrecht）として」通用する（gelten）が、このことはEU法の転換には妥当しない。EU法は、国内法的法秩序において「直接」妥当する（gelten）⁽¹⁵⁰⁾。州の権限領域においては、EU法は、州法（Landesrecht）に優先して適用される⁽¹⁵¹⁾。EU法が直接適用しうる場合は、連邦の介入なしに州行政によって執行される。EU法が直接適用しえない場合は、完全に自律的に州立法によって、執行可能なように具体化される⁽¹⁵²⁾。このようなEU法の州法における直接の通用力（Geltung）と適用可能性（Anwendbarkeit）に基づき、連邦憲法によって、EU領域における連邦と州の関係が、原則的に、階層的ではなく協働的に構成されている。すなわち、連邦と州は、EU事項においては、協働するものとされている（連邦憲法23d条1項－3項）。連邦憲法は、この協働のより詳細な規定を連邦と州との間の協定（連邦憲法15a条1項）に委ねている（連邦憲法23d条4項）（ヨーロッパ統合事項における州および市町村の協力権（参与権）に関する連邦と州の間の連邦憲法15a条に基づく協定についてはBGBI.Nr.775/1992、協定6条1項の「州の統一的态度表明」に関する連邦憲法10条3項改正による追加についてはBGBI. I Nr.2/2008, Artikel 1）⁽¹⁵³⁾。この協働の特徴は、この領域における連邦監督の規定と取扱いをも特徴づけており、連邦は州に対する指示（訓令）権（Weisungsrecht）を有しない（連邦憲法23d条5項）⁽¹⁵⁴⁾。

b. 州の実施義務とその制裁

州領域においてEU法が直接的に適用されるにもかかわらず、EUの枠内においても、取り決めどおりの適宜の転換および実施義務の実現のためのEU法上の責任が、第一次的に連邦に生ずる。それゆえ、連邦憲法は、国内的に、州の自立的活動領域（連邦憲法15条1項）においても、州に対してEU法の憲法上の特別な実施義務を定める（連邦憲法23d条5項）。この実施義務は、州の立法のみでなく執行にも妥当するが、EU法の法的性質の変更をもたらすものではない。すなわち、EU法は連邦法になるわけではない。このことは、実施義務の制裁の規定から明らかとなる。連邦憲法上の義務が問題になっているにも

かかわらず、その違反は、連邦によってではなくEU裁判所によって確定される（連邦憲法23d条5項）⁽¹⁵⁵⁾。このEU裁判所による確定に基づいて初めて、州行政の領域についても妥当するところの「権限の一時的委譲」の制裁が登場する。それでもって、連邦主務大臣は、EU法の実施のために必要な遅滞している州の執行行為を、州のために、一時的に、かつEU裁判所による確定の枠内において行うことができる。州が、その自立的責任の下に、必要な措置を為すならば、連邦の執行行為は失効する⁽¹⁵⁶⁾。連邦憲法23d条5項による執行権限の一時的委譲の適用事例が既に存する。ケルンテン州の職員の保護に関する連邦政府の命令（BGBl. II Nr.173/2002）を挙げることができる（第3章1.（3）A. ②（iii）参照）⁽¹⁵⁷⁾。

c. 連邦の実施関連義務と連邦監督

EU法の実施は、州の自立的活動領域においても、「外交権」（連邦憲法10条1項2号）という連邦権限と不可避的に関わっており、州レベルのEU法の実施と関連する法的義務が、EU裁判所の決定の下に連邦に課される⁽¹⁵⁸⁾。州による実施は、通常、連邦の執行行為と調整されねばならず、また州レベルの実施についての通知および監視手続（Mitteilungs-und Monitoring-Verfahren）は、連邦を経由して進められる。それゆえ、州行政によるEU法の実施についての国内的な監督機能は、EUの枠内における構成国としての義務を果たすために、連邦に認められねばならない。連邦通知義務法（Bundes-Berichtspflichtengesetz）（BGBl. I Nr.65/2002）6条は、「連邦による法律および命令の公布の準備の枠内において、連邦主務大臣は、執行に関する必要な情報を得るために必要があれば、州を組み入れる（einbinden）ことができる」と定める。この規定においても、EU法の実施と関連する連邦監督の協働的特徴が示されている⁽¹⁵⁹⁾。

⑧行政における特別の委譲

（i）州領域を越える行政行為

連邦憲法は、かつて、立法の領域における委譲とともに、州領域を越える性質を持つ執行行為にも、委譲を認めていた。このような州領域を越える行政行為に関わる当事者のための権利保護的衡量が前面に出ている。連邦憲法は、立法（原則についての立法も含めて）権限と執行権限が分離する場合のみ、州の執行権限の委譲を認めた。州の自立的活動領域における州法律の州執行（連邦憲法15条1項）にあっては、州領域を越える行政行為も存するが、州の必要不可欠な協調的（一致的）行為のための制裁は、ここでは存しない⁽¹⁶⁰⁾。かつての連邦監督の一類型として、以下において簡単に触れる。

（ii）立法権限と執行権限が分離する場合における州の執行権限の連邦への一般的委譲

2012年6月5日の連邦法律（BGBl. I Nr.51/2012, Artikel 1）によって、2014年1月1日付で廃止されるまで次のような規定が存した。

連邦憲法15条7項は、学校および教育制度を含めて立法権限と執行権限が分離するすべての場合において、いくつかの州にとって効力を有するものとされる執行行為に際しては、当該州が協調して（一致して）行わなければならないと規定していた。この規定の意味は、内水航行企業、電力供給施設などのプロジェクトは、いくつかの州領域を越えて統一的にのみ許可されるので、州領域を越えて執行行為の法的効力を拡大するという点に存

する。当事者と決定の意思ある州の権利保護のために、このような場合にあっては、州の統一的行為のための6か月の期間が規定されていた。この期間の経過後、権限は、その事案の関係当事者または権限を有する州の一つの申請に基づき、その事項（事務）につき権限を有する連邦主務大臣に委譲される。立法権の委譲の場合（第3章1.（3）A. ②）と異なり、執行権の委譲は終局的であり、州の執行権限は当該事項につき失われる⁽¹⁶¹⁾。

(iii) 環境影響評価（UVP）事項における特別の委譲

連邦憲法15条7項の一般的委譲規定と異なり、環境影響評価（UVP）事項（連邦憲法11条1項7号）につき、連邦憲法11条8項は、連邦主務大臣ではなく独立環境審判所（unabhängiger Umweltsenat）に対する執行権限の委譲を規定していた⁽¹⁶²⁾が、2004年12月30日の連邦法律に基づく連邦憲法151条7項改正（BGBl. I Nr.153/2004, Artikel 1）により、2010年1月1日付で失効している⁽¹⁶³⁾。

(iv) 電気事業制度における委譲

電気事業制度（連邦憲法12条1項5号）に関しても、連邦憲法12条3項において、連邦主務大臣への執行権限の委譲が規定されていた⁽¹⁶⁴⁾。2012年6月5日の連邦法律（BGBl. I Nr.51/2012, Artikel 1）によって、2014年1月1日付で廃止された。

⑨州行政に対する連邦の法的統制

(i) 連邦主義の制限としての中央（連邦）による法的拘束

オーストリアにおいては、州行政に対する政治的な連邦監督は、法治国家性（「法律による行政の原理」）（連邦憲法18条）と不可分に結びついて、中央（連邦）の合法性（法律適合性）（Gesetzmäßigkeit）とその法的統制によって補完される。連邦憲法は、州法律の自立的州執行（連邦憲法15条1項）に際して、この中央による法的統制という観点からの、連邦政府による一般的連邦監督を最初から断念した。しかし、立法と執行が分離する権限領域においては、州執行の自立性が、連邦法律によって、また、決定しすぎの「原則についての立法」（連邦憲法12条1項）⁽¹⁶⁵⁾によっても強力な程度において、さらに、連邦の施行命令（連邦憲法11条3項、14条2項、14a条3項）という特別な監督手段によって、異常なまでに制限されている。連邦法的基盤（Grundlage）の保持およびそれによる州行政の制限は、連邦からのほとんど隙間の無いさまざまな法的統制制度によって保障される。法治国家性に基づく連邦による厳格な合法性と隙間の無い法的統制の結合こそが、連邦監督の非常に実効的な手段となっている⁽¹⁶⁶⁾。

(ii) 憲法裁判所による統制

州行政の行為が、連邦憲法137条ないし144条が規定する憲法裁判所のほとんどの権限内において⁽¹⁶⁷⁾、連邦によってその合法性（Rechtmäßigkeit）が審査され、憲法上の権限争議や行政レベルにおけるその他の国法上の対立が裁判される。憲法裁判所は、その構成員が、連邦政府または国民議会または連邦参議院の提議に基づいて連邦大統領によって任命され、組織的には連邦の機関（連邦憲法147条2項）である⁽¹⁶⁸⁾。機能的（作用的）にも、連邦法としての「連邦憲法」がすべての州法の執行の基準である限り、常に連邦の機関として機能する。

さらに、憲法裁判所は、州機関による「連邦の法規定」の遵守、または州行政に対す

る「連邦政府」の監督措置の遵守について裁判するときには、法的統制の連邦機関である（連邦憲法142条1項、2項(e)(f)(g)(h)(i)）⁽¹⁶⁹⁾。憲法裁判所の判断は、連邦規定に対する州行政の最終的拘束力を生み出す。その判決は、特に、その法形成的効力によって、州行政の実務に対して、合法性(Rechtmäßigkeit)の基準となる。このことは、さらに、州には独自の憲法裁判所が存在しない（禁じられている）⁽¹⁷⁰⁾ので、州憲法および州法の適用についても妥当する⁽¹⁷¹⁾。

(iii) 行政裁判所による統制

a. 中央の連邦行政裁判所による一般的監督機能

ウィーンの行政裁判所(Verwaltungsgerichtshof)は、その長官、副長官、およびその他の構成員につき、連邦政府の提議に基づき、連邦大統領によって任命される連邦公務員であることから、組織的には連邦の機関である⁽¹⁷²⁾。州は、その構成員の少なくとも4分の1は州における職、できれば州の行政職の中からこれを選任すべきものとされる限度において影響力を有するに過ぎない（連邦憲法134条4項）⁽¹⁷³⁾。機能的(作用的)にも、その法律解釈および法形成は、州によって執行される連邦法律および州法律の現実の法内容にとって決定的であるので、統一的な連邦機関として活動する⁽¹⁷⁴⁾。すべての州行政の中央の連邦行政裁判所による統制は、法的には、州の自立的活動領域における州と連邦の共同執行(Mitvollziehung)を意味する。すなわち、州行政の厳格な法律適合性要請(Gesetzmäßigkeitsgebot)および手続的拘束の観点から、連邦の合法性統制(Rechtmäßigkeitsskontrolle)が、最終的に、かつ最上級審であるかのように、州の行政行為の存続と正当性について決定している⁽¹⁷⁵⁾。

b. 法的な特別監督としての連邦主務大臣による職権による訴え(Amtsbeschwerde, Organbeschwerde)⁽¹⁷⁶⁾

連邦憲法132条1項2号は、連邦主務大臣に対して、直接連邦憲法に基づき、連邦憲法11条⁽¹⁷⁷⁾、12条、14条2項・3項、14a条3項・4項の事項⁽¹⁷⁸⁾における州行政官庁の処分の違法性を理由として、職権による訴え(行政訴訟)を提起することを授權している。さらに、連邦憲法132条1項および2項に掲げられた以外の場合において、連邦憲法130条2項に従い法律が行政裁判所の管轄権を規定する場合において、いかなる者(人または機関)⁽¹⁷⁹⁾が違法性を理由として訴え(行政訴訟)を提起できるかについては、連邦または州の法律が定める(連邦憲法132条4項)⁽¹⁸⁰⁾。

職権による訴えにおいては、行政官庁の処分または直接の命令・強制権によってその権利を侵害されたと主張する当事者による訴え(連邦憲法132条1項1号、連邦憲法132条2項)とは異なり、処分の客観的合法性があらゆる方向において審査される⁽¹⁸¹⁾。

c. 「原則についての立法」の際の職権による訴え(Amtsbeschwerde)

連邦憲法132条1項2号は、連邦主務大臣に対して、連邦の「原則についての立法」の枠内において、処分の取消しの権限も与えている。しかし、その際、「原則についての法律」は直接的に適用できない⁽¹⁸²⁾ので、行政裁判所(Amtsbeschwerde)は、「原則についての法律」に対する州行政行為の関係を審査することができないという問題が存する。職権による訴えの対象は、この領域においては、州施行法律に照らしての州行政処分の合

法性のみである。州施行法律が「原則についての法律」に合致しているか矛盾しているかは、憲法裁判所の権限（連邦憲法140条1項）に属し⁽¹⁸³⁾、行政裁判所にとって何ら訴訟対象ではない。それゆえ、職権による訴えは、この場合において、州行政の州法適合性（Landesrechtmäßigkeit）についての特別の連邦監督であり、州の自立的活動領域への介入を意味する。それ以上に、連邦国家的観点から、より重大な結果を招く。すなわち、連邦にとって、職権訴訟は、実際のところ、州行政の「原則についての法律」適合性の統制手段であり、実務においても、ほとんど常にそのように機能しているとされる。なぜならば、州施行法律は「原則についての法律」によって上位決定される、それゆえ、施行法律が「原則についての法律」に矛盾するときは、その施行法律は憲法違反となる⁽¹⁸⁴⁾ ゆえに、州法律は、監督される場所の連邦の「原則についての法律」と十分な程度において合致し、その結果、行政裁判所は、実質的に、州行政行為の「原則についての法律」への適合性を審査することとなるからである⁽¹⁸⁵⁾。

(iv) 会計検査院による統制

連邦の会計検査院（Rechnungshof）は、組織的には、真の連邦の機関である（連邦憲法122条1項1文、123条1項）⁽¹⁸⁶⁾。機能的（作用的）には、会計検査院は、州行政の統制（コントロール）の際には、州議会の機関として活動し（連邦憲法122条1項2文）⁽¹⁸⁷⁾、国家法的に州議会に対して責任を負う（連邦憲法123条1項）。しかし、すべての州が連邦の会計コントロールを排除することがないところの自己固有の会計コントロール制度を創っているがゆえに、連邦の中央機関による州の自立的活動領域の会計コントロールは、外部コントロールとして感じられる⁽¹⁸⁸⁾。

会計検査院の権限は、経済的監督であるところの会計コントロール⁽¹⁸⁹⁾だけでなく、既存の法規定との合致についても及ぶ⁽¹⁹⁰⁾。それゆえ、立法権限と執行権限が分離する領域においては、会計検査院は、州執行と連邦法律および連邦憲法11条3項、14条2項、14a条3項による連邦施行命令との合致についても審査する。会計検査院は、私経済行政、州の企業およびその他の法的主体についても審査する（連邦憲法127条3項－4項）⁽¹⁹¹⁾ので、会計検査院の合法性コントロールは、公法裁判所のそれよりも、はるかに広い範囲に及ぶ⁽¹⁹²⁾。

(v) 連邦のオンブズマンによる法的統制

連邦のオンブズマンも、州憲法律の定めるところによって、私経済行政を含めて、州行政のコントロールの権限を有する（連邦憲法148a条、連邦憲法148i条1項）。このことは、独自のオンブズマン制度を有するチロール州とフォールベルク州を除く7つの州について実際上生じている⁽¹⁹³⁾。オンブズマンは、組織的には、国民議会によって選出される真の連邦機関である（連邦憲法148g条2項）⁽¹⁹⁴⁾ので、オンブズマンによる州行政のコントロールも、中央の連邦監督と同様に作用する。機能的（作用的）にも、オンブズマンは、行政の不都合を確定するところの、行政の政治的法的コントロール機関であり、その除去のため勧告（Empfehlung）を与えることができる（連邦憲法148c条）。それゆえ、オンブズマンは、州執行に対する連邦の政治的法的監督と同様に機能する⁽¹⁹⁵⁾。

(vi) 州機関の国法上の責任の拡張

州機関の国法上の責任の拡張として、イギリスのインピーチメント (impeachment) (弾劾制度) にならって創られたところの、憲法裁判所の下での特別な訴え (公訴) がある (連邦憲法142条、143条)。通常、政府機関が、訴えを提起する義務を負うところの各議会 (国民議会または州議会) に対して国法上の責任を負う (連邦憲法142条2項 (a) (b) (c) (d))。オーストリアの連邦憲法は、この手段を、法的な連邦監督の手段として、連邦国家的組織の中に組み込んだ (連邦憲法142条2項 (e) (f) (g) (h) (i))。これらの場合において、最上級州機関が連邦に対して国法上の責任を負い、連邦法規の遵守と連邦の特別な監督権限を保障するものとされる⁽¹⁹⁶⁾。

a. 間接連邦行政における責任

拡張された国法上の責任の「古典的」事例は、法律 (Gesetz) または命令 (Verordnung) 違反、または連邦大臣の指示 (訓令) (Weisung) に従わないことを理由としての、連邦政府による州知事に対する訴えである (連邦憲法142条2項 (e))⁽¹⁹⁷⁾。ここでは、間接連邦行政は、自立的活動領域における州執行ではないので、真の連邦監督ではなく、「準連邦監督 (Quasi-Bundesaufsicht)」が問題となっている⁽¹⁹⁸⁾。しかし、下位の行政機関である州知事が同時に最上級の州機関であり、それゆえに、連邦大臣と州知事との間の権限争いは憲法裁判所のみ解決しようところの連邦と州の最上級機関相互間の連邦国家的争いであるということが、「州知事」の国法上の責任の特別な構造をよく示している。

間接連邦行政は、連邦国家的混合組織であり、州執行と連邦行政の要素は、2つの組織形態の1つに明らかに関係づけられることなく、お互いに結び付けられている。すなわち、州知事は、間接連邦行政において、州機関としての権限行使につき (連邦憲法103条1項) 州議会に対して (連邦憲法105条2項、142条2項 (d))、および、連邦機関としての権限行使につき連邦政府に対して (連邦憲法105条1項、142条2項 (e)) 責任を負う。州知事は、その限りにおいて、州機関として自立的であり、同時に連邦機関としては指示 (訓令) に拘束される⁽¹⁹⁹⁾ (第2章5. (6) ③参照)。

b. 連邦首都ウィーンの責任

ウィーンは、固有の自主法を有する市であり、同時に州でもある。最上級の市の機関は、同時に最上級の州機関の機能 (作用) を行使する (連邦憲法108条)。ここから、ウィーンの最上級執行機関、特に市長にとって、連邦に対する拡張された国法上の責任が生ずる。すなわち、市長は、国法上、ウィーンの間接連邦行政につき、州知事と同様の責任を負う (連邦憲法109条、142条2項 (e)) だけでなく、ウィーン市に委託された連邦執行の活動 (権限) 領域の執行につき、自らの範囲において責任を負う (連邦憲法112条、118条1項、119条)。公訴提起の権限は連邦政府にある (連邦憲法142条2項 (e))⁽²⁰⁰⁾。

しかし、それを超えて、市行政のあらゆる最上級機関 (市参事会、市長) は、市の固有の活動 (権限) 領域において、それゆえ、自律的に処理すべき連邦の執行の領域に属する任務につき、法律違反を理由として、連邦政府に対して国法上責任を負う (連邦憲法142条2項 (f))⁽²⁰¹⁾。また、州としての、および市としてのウィーンのどっちつかずの憲法上

の特別な地位から、市町村に対する通常の国家監督 (Staatsaufsicht) (連邦憲法119a条)の下にウィーンを従属させることを排除するところの、ウィーン市に対する監督の特別な構造が生ずる⁽²⁰²⁾。

c. 学校制度における責任

一般的学校および教育制度 (連邦憲法14条) において、二重の国法上の責任が生ずる。一方では、州知事は、連邦憲法14条8項による州行政に対する特別な強力な連邦監督 (第3章 (3) B. ④ (ii) 参照) と関連して、指示 (訓令) (Weisung) に従わないことを理由として、連邦政府の決議によって、連邦政府に対して国法上の責任を負う (連邦憲法142条2項 (g))⁽²⁰³⁾。この場合において、学校制度における自立的州行政の領域が特別監督に服しているため、このような方法で憲法裁判所によってより広い次元で監視されることへの真の連邦監督が問題となっている⁽²⁰⁴⁾。

他方では、教育部 (Bildungsdirektion) の長官 (Präsident)⁽²⁰⁵⁾、またはその職務の行使を委任された州政府構成員は、法律違反を理由として、ならびに連邦の命令またはその他の指示 (訓令) に従わないことを理由として、連邦政府の決議によって、憲法裁判所の下で責任を負う (連邦憲法142条2項 (h))。間接連邦行政の場合のように、州における学校行政は、連邦行政と州行政の要素が組織的に不可分に結合している (連邦憲法113条参照) ので、ここでは、間接連邦行政におけるように、「準連邦監督 (Quasi-Bundesaufsicht)」が問題となる。

d. 法律違反および連邦の監督権限を妨害したことを理由としての責任

州政府の構成員は、法律違反を理由として、ならびに連邦憲法11条1項8号 (動物保護) の事項に関する限りにおいて、連邦憲法11条7項による連邦の監督権限を妨害したことを理由として、国民議会または連邦政府の決議によって、憲法裁判所の下で責任を負う (連邦憲法142条2項 (i)) (第3章1. (3) B. ③e. 参照)⁽²⁰⁶⁾。

(「2. 州に対する連邦の強制執行」以下は、次号に続く)

注

第3章 1.

(118) Bernd-Christian Funk, S.204; Peter Pernthaler, S.523.

(119) Theo Öhlinger, S.237; Walter Berka, S.240; Heinz Mayer, S.357; Ludwig K.Adamovich (Band2), SS.175-177, S.183; Ludwig K.Adamovich (Band4), SS.80-81.

(120) Walter Berka, S.240; Heinz Mayer, S.357.

(121) Walter Berka, S.240; Heinz Mayer, S.355; <https://ws.news-monitor.at/text/652/news/12627.html>. 安全保障制度の簡単な歴史については、<https://www.polizei.gv.at/wien/publikationen/geschichte/sid.aspx>; <https://de.wikipedia.org/wiki/Sicherheitsdirektion>. 1929年連邦憲法改正も含めて安全保障制度に関しては、Oskar Lehner, SS.304-307, S.320, S.400; Wilhelm Brauneder, SS.213-215.

(122) Heinz Mayer, S.355.

(123) Peter Pernthaler, S.523.

(124) Bernd-Christian Funk, SS.206-207; Heinz Mayer, SS.361-362.

(125) VfSlg 2244/1951; Theo Öhlinger, S.127; Ludwig K.Adamovich (Band4), S.215.

- (126) Bernd-Christian Funk, SS.204-206; Heinz Mayer, SS.361-362.
- (127) Bernd-Christian Funk, SS.205-206; Heinz Mayer, S.361; Ludwig K.Adamovich (Band4), SS.216-217.
- (128) Ludwig K.Adamovich (Band4), S.217.
- (129) Theo Öhlinger, S.152; Walter Berka, S.146; Peter Pernthaler, S.523.
- (130) Bernd-Christian Funk, SS.208-209; Peter Pernthaler, SS.523-524.
- (131) Bernd-Christian Funk, S.208; Walter Berka, S.240; Peter Pernthaler, S.524; Ludwig K.Adamovich (Band4), S.87.
- (132) Theo Öhlinger, S.237; Walter Berka, S.240; Heinz Mayer, S.357; Peter Pernthaler, S.524.
- (133) Theo Öhlinger, S.237; Walter Berka, S.240; Heinz Mayer, S.357.
- (134) Theo Öhlinger, S.238; Walter Berka, S.241; Heinz Mayer, S.357, S.359; Peter Pernthaler, SS.523-525; Ludwig K.Adamovich (Band2), SS.175-179.
- (135) Theo Öhlinger, S.237; Peter Pernthaler, S.524.
- (136) Bernd-Christian Funk, S.261は、直接連邦行政と間接連邦行政の混合形式 (Mischform)、Theo Öhlinger, S.151は、間接連邦行政の変形 (abweichende Variante)、Walter Berka, S.240は、直接連邦行政類似の形式、Heinz Mayer, S.355は、州官庁としての管区行政官庁を連邦の安全保障行政に組み入れることは、直接連邦行政でも間接連邦行政でもなく、連邦行政の特別な組織形式、Peter Pernthaler, S.375, S.524は、安全保障行政は州知事を除外しているので、正確には間接連邦行政に当たらない、などと指摘する。ただし、VfSlg 7507/1975は、管区行政官庁も州の機関であることを根拠にして、間接連邦行政を認めることができるとする。以上につき、第2章5.(8)参照。
- (137) Walter Berka, S.146; Peter Pernthaler, S.525; Ludwig K.Adamovich (Band4), S.90.
- (138) Theo Öhlinger, S.151; Ludwig K. Adamovich (Band4), S.90.
- (139) 学校・教育および国民教育制度の領域における連邦と州の権限配分につき、1920年の憲法経過法 (StGBLNr.451/1920, BGBl.Nr.2/1920) 以降、従来からのオーストリア・ハンガリー二重帝国時代の状況が残っており (憲法経過法11条1項)、帝国法律を含めて既存の法律の変更は、連邦と州との協定法律によってのみ変更しうるとされた (憲法経過法42条2項 (f))。1920年連邦憲法制定に際しても、政党間に合意は得られず、1962年7月18日の憲法律 (BGBl.NR.215/1962, Artikel I) によって初めて、これに関する連邦と州の権限規定が定められた (連邦憲法14条)。しかし、国民教育制度の領域においては、今日でも君主制時代の権限配分が妥当しており、既存の法律の変更は連邦と州との協定法律が必要とされている (1962年7月18日の憲法律 [BGBl.Nr.215/1962, Artikel VIII] 1項)。Oskar Lehner, SS.294-295, S.301, S.397; Wilhelm Brauneder, SS.170-171, S.229; Theo Öhlinger, S.130, S.137; Heinz Mayer, S.178; Ludwig K.Adamovich (Band1), SS.307-308.
- (140) Theo Öhlinger, S.130; Heinz Mayer, S.169; Peter Pernthaler, S.525; Ludwig K.Adamovich (Band4), S.90.
- (141) Theo Öhlinger, S.238; Walter Berka, S.241; Heinz Mayer, S.359; Peter Pernthaler, S.525; Ludwig K.Adamovich (Band2), SS.178-179.
- (142) Heinz Mayer, S.356; Peter Pernthaler, S.525.
- (143) 一例として、1991年の、警察的届出制度に関する連邦法律である届出法 (Meldegesetz) (BGBl.Nr.9/1992) (1992年1月7日公布) は、一定の期間を超えて住居または宿泊事業施設において、住むためにまたは眠るために宿 (Unterkunft) を取る者、またはこのような宿を提供する者は誰でも、所定の期間ないし時間内に、官庁に届けなければならないと定め (1条1項、2条1項、2条2項1号、3条1項、4条1項、5条1項)、届出官庁は市町村長である (13条1項) とする。
- (144) 注 (134) 参照。
- (145) Peter Pernthaler, S.526.
- (146) 国家条約の内容が、施行法律 (Durchführungsgesetz) と呼ばれる特別の法律 (spezielle

- Gesetze) に変形される。Walter Berka, S.85.
- (147) Bernd-Christian Funk, SS.114-115; Theo Öhlinger, SS.85-86, S.88; Walter Berka, SS.85-86; Heinz Mayer, SS.121-123, S.230; Peter Pernthaler, S.526.
- (148) Theo Öhlinger, S.88; Walter Berka, S.87; Heinz Mayer, S.170; Peter Pernthaler, S.526.
- (149) Theo Öhlinger, S.88, S.152; Walter Berka, S.87; Heinz Mayer, SS.169-170; Peter Pernthaler, S.526; Ludwig K.Adamovich (Band1), S.291.
- (150) Theo Öhlinger, SS.95-96; Walter Berka, S.104; Heinz Mayer, S.137.
- (151) Theo Öhlinger, S.96; Walter Berka, S.4, SS.104-105, S.108, S.406; Heinz Mayer, S.139.
- (152) Peter Pernthaler, S.526; 自然保護に関する州法につき、Walter Berka, S.106.
- (153) Heinz Mayer, S.146.
- (154) Theo Öhlinger, S.152; Heinz Mayer, S.146; Peter Pernthaler, S.527.
- (155) 実際上のEU裁判所の下での違反確定手続においては、オーストリア共和国の判断のみが考慮されているといわれる。Theo Öhlinger, S.97.
- (156) Theo Öhlinger, S.97; Walter Berka, S.106; Heinz Mayer, SS.146-147; Peter Pernthaler, S.527; Ludwig K.Adamovich (Band1), S.291.
- (157) Peter Pernthaler, S.527. 「生物学上の労働物質 (biologische Arbeitsstoffe)」による危険に対して、ケルンテン州ならびにケルンテン州の市町村および市町村組合の職員の保護に関する連邦政府の命令 (BGBl. II Nr.173/2002) (2002年4月26日公布) は、同様の危険に対して労働者を保護する連邦主務大臣の命令 (BGBl. II Nr.237/1998) (1998年7月23日公布) の一部を、「労働者」を「職員」に読み替えて適用する。ここに、「生物学上の労働物質」とは、労働の際に使用され、感染・アレルギー・毒性作用を引き起こしうる微生物を指す。「労働の際の安全および健康保護に関する連邦法律」(BGBl.450/1994) (1994年6月17日公布) 40条4項、ヨーロッパ議会および理事会の2000年9月18日の指令 (枠組法律) (Richtlinie 2000/54/EG) 2条(a) 参照。EU法上の指令 (枠組法律) (Richtlinie) については、Walter Berka, S.103; Heinz Mayer, S.136.
- 「生物学上の労働物質」による危険からの労働者保護に関しては、前述のRichtlinie 2000/54/EG 以外に、97/65/EG, 97/59/EG, 95/30/EG, 93/88/EWG, 90/679/EWGがある。
https://www.sozialministerium.at/site/Gesundheit/Gentechnik/Rechtsvorschriften_in_der_EU/Richtlinie_über_den_Schutz_der_Arbeitnehmer_gegen_Gefährdung_durch_biologische_Arbeitsstoffe_bei_der_Arbeit.
- (158) Theo Öhlinger, S.98; Walter Berka, S.106; Heinz Mayer, S.146.
- (159) Peter Pernthaler, SS.527-528.
- (160) Peter Pernthaler, S.531.
- (161) Peter Pernthaler, SS.531-532.
- (162) Peter Pernthaler, S.532.
- (163) BGBl. I Nr.127/2009, Artikel 1によって、連邦憲法151条7項自体が削除された。
- (164) Peter Pernthaler, S.532.
- (165) Theo Öhlinger, S.128; Walter Berka, S.129; Peter Pernthaler, S.326. 今日、オーストリアにおいて、連邦主義的価値を有しないとして、州は、この権限類型の廃止を要求していることにつき、Peter Pernthaler, S.326.
- (166) Peter Pernthaler, SS.532-533.
- (167) Bernd-Christian Funk, SS.323-335.
- (168) Bernd-Christian Funk, S.321; Theo Öhlinger, S.156; Walter Berka, S.340.
Bernd-Christian Funk, S.322およびWalter Berka, S.340には、長官、副長官、その他の裁判官、予備官の提議権が図示されている。
- (169) 連邦憲法142条の訴えは、従来の国家実務においては、もっぱら州知事が訓令に従わないことを理由としての訴えに限られ、大臣に対する訴え (Ministeranklage) は、今まで存在しない。このことは、憲法が、訴えの提起を、それぞれの代議機関 (国民議会と州議会) (連邦憲

法142条2項(b)(d)の政治的多数派の手中に委ねているので、特別な場合においてのみ、連邦政府または州政府の構成員が公訴を提起されるにすぎないことから理解しうる。Walter Berka, S.392。連邦憲法142条2項(e)による州知事に対する公訴は、第二共和国成立以降、3例存在したが、有罪判決は、間接連邦行政において、命令を廃止すべきとする連邦大臣の指示(訓令)に従わないことを理由としてのザルツブルク州知事に対する訴えの1例のみである(VfSlg 10510/1985)。Bernd-Christian Funk, S.332; Theo Öhlinger, S.496; Heinz Mayer, S.599。以上のように、この国家理論的に非常に重要な憲法裁判所の権限は、実務においては、非常にまれにしか用いられることがなく、ほとんど役割を演じていない。Heinz Mayer, S.599; Ludwig K.Adamovich (Band2), SS.316-317。

- (170) Bernd-Christian Funk, S.321.
- (171) Theo Öhlinger, S.152; Peter Pernthaler, S.533.
- (172) Bernd-Christian Funk, S.306; Theo Öhlinger, S.156.
- (173) Theo Öhlinger, S.156.
- (174) Theo Öhlinger, S.156; Peter Pernthaler, S.533.
- (175) Theo Öhlinger, S.156; Peter Pernthaler, SS.533-534.
- (176) Bernd-Christian Funk, S.310; Walter Berka, S.310; Heinz Mayer, S.468.
- (177) Bernd-Christian Funk, S.310では、連邦憲法11条1項1号における州政府による違法な国籍の付与を例として挙げている。
- (178) 連邦憲法11条、14条2項、14a条3項の事項は、連邦法律の州執行事項であり、これに対し、連邦憲法12条、14条3項、14a条4項の事項は、連邦の「原則についての法律」および州執行法律の州執行事項である。これらの場合においては、連邦主務大臣は、自立的活動領域において活動する州官庁に対して指示(訓令)権(Weisungsrecht)を有しないので、職権による訴え(公訴提起権)は一定の調整的役割を演じている。Bernd-Christian Funk, S.310; Heinz Mayer, SS.468-469.
- (179) Theo Öhlinger, S.289.
- (180) 連邦憲法132条4項の規定に基づき、連邦憲法132条1項2号と異なる場合において、さらなる職権訴訟(機関訴訟)創出の可能性を、単純立法者がさまざまな方法で用いることができる。それゆえ、指示(訓令)に拘束されない地位を有する「行政機関」に対して、客観的法の保障の特別の任務、およびそれに対応する職権訴訟(機関訴訟)提起権を与えることもできる。例えば、自然保護に関する州官庁の処分によって自然保護の利益が客観的に侵害される限り、その州官庁の処分に対して職権訴訟を提起できる権限(任務)を有する州の自然保護受託人(Naturschutzbeauftragte)の制度を法律で設けることができる。Bernd-Christian Funk, S.310; Theo Öhlinger, S.289; Heinz Mayer, S.469。その例として、ザルツブルク州の自然保護受託人の制度がある。ザルツブルク州の1977年の自然保護法以来存在している制度である。1999年のザルツブルク自然保護法(LGBLNr.73/1999)54条によると、自然保護受託人は、州政府の機関として、それぞれの地域的活動領域において、ザルツブルク自然保護法の意味における自然保護の利益を代弁することがその義務に属する。自然保護受託人は、その活動につき州政府の監督に服するが、職務執行のすべての対象につき調査する権利を有する。自然保護受託人は、自然保護および自然保存の目標と原則について国民に知らせ、具体的事項について助言する任務を有する。自然保護受託人が意見表明の機会を与えられなかった手続においては、行政の処分に対して、州行政裁判所に訴え(公訴)を提起することができる。自然保護受託人が手続において意見表明を行った場合は、処分の送達後1週間以内に、処分を行った官庁に対して、処分が自然保護受託人の見解を考慮していないと言明することができる。言明が期限内に到達することで、手続における当事者的地位は、州の環境オンブズマン(同法55条)に移行する。官庁は、独自の公訴権を有する州の環境オンブズマンに遅滞なく処分を送達しなければならない。自然保護受託人は、意見表明、公訴の提起、言明の提出などその職務の行使において、上級機関の指示(訓令)に拘束されない。https://www.salzburg.gv.at/umweltnaturwasser_/Seiten/naturschutzbeauftragte.aspx, 2018。さらにまた、シュタイアーマルク州の2017年の自然保護

法 (LGBL.Nr.71/2017) 38条の「自然保護受託人」も参照。https://www.jusline.at/gesetz/stnschg_2017/paragraf/38, 2018.

- (181) Bernd-Christian Funk, S.310; Theo Öhlinger, S.152, S.289; Walter Berka, S.310; Heinz Mayer, S.468; Peter Pernthaler, S.534; Ludwig K.Adamovich (Band2), S.291.
- (182) Theo Öhlinger, S.128; Walter Berka, S.129; Peter Pernthaler, S.326; Ludwig K.Adamovich (Band1), S.302.
- (183) VfSlg 14322/1995; 15279/1998; 16058/2000; 17232/2004; 18894/2009などを参照。Theo Öhlinger, S.129.
- (184) VfSlg 17232/2004; Heinz Mayer, S.167.
- (185) Theo Öhlinger, S.129; Peter Pernthaler, S.534.
- (186) Theo Öhlinger, S.256; Heinz Mayer, S.292.
- (187) Theo Öhlinger, S.256.
- (188) Theo Öhlinger, S.153, S.157, S.256, S.258, S.259; Peter Pernthaler, SS.534-535.
- (189) 憲法裁判所の判決によれば、会計検査院の監督任務の対象であるところの「財務執行状況 (Gebarung)」は、収入・支出などの財政的措置のみではなく、直接的または間接的に、財政的意義を有するすべての作為的または不作為的行動を意味するとされる。Heinz Mayer, S.293.
- (190) Theo Öhlinger, SS.258-259; Heinz Mayer, S.293.
- (191) Theo Öhlinger, S.258; Heinz Mayer, SS.293-294.
- (192) Theo Öhlinger, S.258; Peter Pernthaler, S.535.
- (193) Bernd-Christian Funk, S.337; Theo Öhlinger, S.157; Walter Berka, S.297; Heinz Mayer, S.633; Peter Pernthaler, S.142. さらに、https://de.wikipedia.org/wiki/Volksanwaltschaft, 2018.
- (194) Heinz Mayer, S.336.
- (195) Theo Öhlinger, S.157, SS.261-262; Peter Pernthaler, S.535.
- (196) Theo Öhlinger, S.156; Peter Pernthaler, S.535.
- (197) Heinz Mayer, S.600; Ludwig K.Adamovich (Band2), S.317.
- (198) Peter Pernthaler, SS.535-536.
- (199) Peter Pernthaler, S.271, S.536.
- (200) Heinz Mayer, S.600; Ludwig K.Adamovich (Band2), S.317.
- (201) Heinz Mayer, S.601; Peter Pernthaler, S.536.
- (202) Heinz Mayer, S.601; Peter Pernthaler, S.536; Ludwig K.Adamovich (Band2), S.317.
- (203) Heinz Mayer, S.601; Ludwig K.Adamovich (Band2), S.317.
- (204) Peter Pernthaler, S.536.
- (205) 州法律によって、州知事を教育部の長官として、教育部を統括すると定めることができる。連邦憲法113条8項。
- (206) Heinz Mayer, S.601; Ludwig K.Adamovich (Band2), S.318.

参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14. Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2. Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10. Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas, wuv Universitätsverlag, 2014.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (6. Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11. Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.

- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4. Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11. Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1: Grundlagen, 2., aktualisierte Auflage)*, Springer Wien New York, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2: Staatliche Organisation, 3. Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3: Grundrechte, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2015.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4: Allgemeine lehren des verwaltungsrechts, 2. Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- ・ <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschriften für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2019.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。